

事業再生・債権管理

Restructuring, Rehabilitation and Debt Management

Newsletter

〈2020年6月号〉

目次

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】

1 | 新型コロナウイルス感染拡大に起因する問題処理に関する論点整理



2 | 新型コロナウイルス感染拡大と民事法制の解釈



本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

新型コロナウイルス感染拡大に起因する問題処理に関する論点整理

村上 寛
hiroshi Murakami

PROFILEはこちら

第1 目的

新型コロナウイルス感染拡大に起因する経営不振に陥った企業の再生実務において、これに起因する債務不履行に関する問題が頻発しています。これらの問題処理については現段階で確定した解釈・見解が存在しませんが、今後の交渉等における参考として論点を整理しました。

第2 問題となる論点

1 債務不履行に基づく損害賠償

(1) 債務不履行の要件について

旧民法では、「債務者の責めに帰すべき事由」、すなわち債務者の故意過失又はそれと信義則上同視すべき事由（履行補助者の故意過失）により債務不履行が生じた場合、損害賠償請求権が発生し、これらの事由がないことについて債務者に主張・立証責任があると解釈されていました。現行民法では「契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰することができない事由」（以下「免責事由」という。）により債務不履行が生じた場合、損害賠償を請求できないと明記されました（民法415条但書）。

取引契約において不可抗力免責条項が定められることがありますが、この条項は、不可抗力として列挙された事由に起因する債務不履行について免責することに合意したものです。「不可抗力」は、一般的に不可抗力を人の力による支配・統制を観念することができない外的事象（戦争や大災害等）と定義されますが、不可抗力免責条項における不可抗力の

範囲は、契約内容、契約締結時点における取引上の社会通念、当事者の合理的意思表示その他の事情を考慮して判断されるので、訴訟において、新型コロナウイルス感染拡大が不可抗力に該当するかについての判断を事前に予測することは困難であるといえます。

不可抗力免責条項がない契約については民法第415条が適用されますが、「不可抗力」よりも免責事由、すなわち「債務者の責めに帰することができない事由」の方が適用範囲を広く解釈する余地があることからすれば、新型コロナウイルス感染拡大が不可抗力に該当するかどうかにかかわらず、免責事由が認められれば債務者は債務不履行責任を負いません。不可抗力を理由として免責事由を主張する場合、不可抗力の予見可能性が問題になりますが¹、新型コロナウイルス感染拡大に起因する債務不履行の場合、債務不履行との因果関係が間接的である事案が多いと考えられるので、下記(3)記載の事情を総合的に考慮して免責事由を主張・立証する必要があります。

(2) 行政上の措置等

新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」といいます。）第45条第2項は、都道府県知事の権限として、施設使用制限等その他感染防止のために必要な措置要請を定めています。今回の感染拡大を受けて、都道府県知事による緊急事態措置が発令されていますが、東京都の緊急事態措置「等」には、特措法施行令第11条に基づく休業要請と「特措

1: 免責事由の有無は契約の趣旨に照らして判断されるところ、不可抗力を人の力による支配・統制を観念することができない外的事象（戦争や大災害等）と解するのであれば、免責事由と同視することは難しい（潮見佳男ほか編・詳解改正民法153頁）。

2: 旧民法では、民法第419条第3項の「不可抗力」は債務不履行の免責事由としての無過失と同一視するのが多数説であったが（同上）、裁判例においても、不可抗力の主張を予見可能性の問題として判断するものが多い。

法によらない」協力依頼が含まれています。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症予防法」と言います。)第15条は、感染症の発生予防等のため必要があると認めるときは、都道府県知事が必要な調査をすることができると定めていますが、都道府県知事は、国立感染症研究所感染症疫学センター作成の新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領に基づき調査を行っており、調査の結果判明した新型コロナウイルス感染症患者については、退院(法第22条参照)及び就業制限(法第18条参照)に関する基準が定められています(令和2年2月6日健感発0206第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知)。なお、「濃厚接触者」については、健康観察期間中において、咳エチケット及び手洗いを徹底するように保健所が指導し、常に健康状態に注意を払うように伝える、不要不急の外出はできる限り控え、やむをえず移動する際にも、公共交通機関の利用は避けることを「お願い」する。外出時のマスク着用及び手指衛生などの感染予防策を「指導」とされていますが(新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領)、これらを強制する法律上の規定はありません。

(3) 免責事由の検討

新型コロナウイルス感染拡大に起因する債務不履行が免責事由により生じたものかについては、契約内容及び取引上の社会通念を前提として、①法令による企業活動に対する措置(特措法に基づく休業措置、特措法によらない行政による協力依頼による営業休止)、②法令による感染者ないし濃厚接触者に対する措置(感染者の就業制限、企業による濃厚接触者の就業停止措置)、③従業員に対する安全配慮義務に基づく自主休業その他の事業活動の自主的制限、④新型コロナウイルス感染拡大に間接的に起因する事由(売上減少による資金ショート、原材料・部品の調達遅延など)などの諸

般の事情を考慮して検討する必要がある。なお、④の原材料・部品の調達遅延などの事由が外国法令に基づく強制措置によるものである場合、免責事由に該当するとの主張が正当化される要素になりうると考えられます。

新型コロナウイルス感染拡大に起因する債務不履行の場合、特措法による制限も施設管理者等に対する要請にとどまり、強制力を伴わないものであり、感染症予防法による制限も感染者の就業制限等の制限を定めているにすぎず、その他の行政による措置・要請にも法令上の根拠がはっきりしないものがあることからすれば、法令に基づく休業「要請」は、事実上の強制であるという事情が認められない限り、新型コロナウイルス感染拡大に起因する事業活動の自主的制限が免責事由として裁判所上認定される可能性は低いと考えられます。新型コロナウイルス感染拡大においては、企業活動に与える影響が間接的なものにとどまっている事案が多いと推測され、免責事由が裁判において認められるケースも多くはないと考えられますが、従業員の新型コロナウイルス感染又は安全配慮義務に基づく自主休業などにより債務不履行が生じた場合、当事者間における衡平等の観点からこれが認められる可能性は否定できないことからすれば、取引先、顧客との交渉においても免責を主張する実益があると思われます。

2 契約解除

旧民法では債務者の帰責事由がなければ解除できないとされていましたが、現行民法では債務者に帰責事由がなくても解除可能となっています(民法第541条から第543条)³。しかしながら、現行民法においても、判例上確立していた信頼関係破壊の法理(形式的な解除事由が存在しても、契約当事者間における信頼関係の破壊がなければ解除が認められないとする法理)の適用があり、事業再生に不可欠な継続的契約について債務不履行を理由とする契約解除がなされた場合、債務者は、信頼関係破壊の法理に基づき契約解除の

3: 現行民法の施行日(2020年4月1日)前に締結された契約については旧民法が適用される(附則32条)。

無効を主張することできると考えられます。

なお、金銭債務の不履行については不可抗力を抗弁とすることができたとされています(民法第419条第3項)、不可抗力による賃料不払いを理由とする賃貸借契約解除を認めなかった裁判例があります(名古屋高裁昭和39年5月29日判決)。

3 危険負担

民法第536条第2項は、「債権者の責めに帰すべき事由」によって債務を履行することができなくなったとき、債務者は反対給付を受ける権利を失わないと定めています。新型コロナウイルス感染拡大が「債権者の責に帰すべき事由」に該当するかどうかについては、債務不履行における免責事由該当性の判断と同様、契約内容及び取引上の社会通念を前提として、上記1(3)①から④記載の事情が考慮されます。

4 事情変更の原則

事情変更の原則とは、①契約締結後に著しい事情(当該契約の基礎となっていた客観的事実)の変更が生じたこと、②著しい事情の変更を当事者が予見できなかったこと、③著しい事情の変更が当事者の責に帰すべからざる事由によって生じたこと及び④契約どおりの履行を強制することが著しく公平に反し、信義則に反することが認められる場合、当事者に契約変更請求権又は契約解除権が発生するという原則です。事業再生においては、事情変更の原則により契約解除をしなければならない必要性は低く、かつ契約変更が認められる事例も極めて少ないことからすれば、事情変更の原則に基づく主張をする機会は少ないと考えられます。

第3 賃貸借契約

1 契約解除

債務者は、債務不履行を理由とする契約解除について、信頼関係破壊の法理に基づき契約解除の無効を主張することができます。なお、経済産業省作成のPDFでは、法務省民事局の見解として、新型コロナウイルスの影響により3カ月程度の賃料不払が生じた場合でも、不払の前後の状況等を踏まえ、信頼関係は破壊されておらず、契約解除(立ち退き請求)が認められないケースも多いと考えられるとのコメントが記載されています⁴。

2 危険負担

旧民法第536条第2項は、「債権者の責めに帰すべき事由」によって債務を履行することができなくなったとき、債務者は反対給付を受ける権利を失わないと定めています。現行民法では、賃借物件が使用・収益できない場合の賃料減額に関する規定(第611条第1項)が定められました⁵。措置法に基づく休業要請による営業停止が「賃借人の責に帰することができない事由」による使用・収益の不能と評価できるかについては検討が必要です。

新型コロナウイルス感染拡大に起因する賃料不払いについては、東日本大震災の際の原発事故に起因する賃料債務の取り扱いが参考になります。原子力損害賠償紛争審査会の平成23年8月5日付け「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」⁶に準拠して作成された日本弁護士連合会「原発事故・損害賠償マニュアル」第3編 私人間の紛争・トラブル及びそれに関する東京電力への損害賠償 第1 賃貸借契約 Q117⁷ では、賃貸物件が警戒区域又は計画的避難区域の

4: https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/yachin_shien.pdf

5: 現行民法の施行日(2020年4月1日)前に締結された賃貸借契約については旧民法が適用される(附則34条参照)。

6: https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/kaihatu/016/houkoku/_icsFiles/afieldfile/2011/08/17/1309452_1_2.pdf

7: https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/special_theme/data/manual06.pdf

避難区域内にあるときは、目的物を使用収益させる義務の全部が賃貸人及び借家人双方の責めに帰すべからざる事由によって履行不能になるとので、反対債務である賃料債務も民法536条第1項により消滅するとしています。他方、緊急時避難準備区域の場合、特に子ども、妊婦、要介護者、入院患者等は立ち入らないことが求められる区域であることを根拠として、子ども、妊婦、要介護者等の自力での避難が困難な者がいる世帯等については、賃料債務が消滅したと解するのが相当であると記載されており、ここでは、東日本大震災における緊急時避難準備区域等における賃料債務については、法令に基づく制限により賃借物件の利用が困難である場合にのみ賃料債務の消滅が議論されています。

新型コロナウイルス感染拡大による賃料不払いについては、特措法に基づく休業要請が賃借物件の利用を禁止するものではないこと、新型コロナウイルス感染拡大による売上減少を理由とする場合についても、感染拡大と売上減少とは間接的な因果関係に留まることからすれば、当事者間で特段の合意ないし事情がない限り、裁判においてこれらを理由とする賃料の減免が認められる可能性は低いと考えられます。

他方、ショッピングモール全体が休業要請等により休業した場合、テナントである賃借人が賃料減免を請求できるかについては、通常、ショッピングモール運営者との間で締結した賃貸借契約におけるショッピングモールの営業日ないし休業等に関する条項の解釈が問題になります。賃借人においては、賃貸物件の「使用」は可能であるものの、賃貸借契約締結の目的である店舗での商品・役務の提供が不可能となっていることを理由として、賃料減免の交渉をする余地があると考えられます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大に起因する賃料不払いがあっても、信頼関係が破壊されていないのであれば、賃料不払いを理由とする契約解除権が制限されるので、賃借人は、賃貸人との間で、賃料減免についてある程度交渉する期

間が確保できると考えられます。しかしながら、資金繰りに問題がある状況であれば、法律上認められる可能性が低い賃料減免に固執して交渉するよりも、国土交通省の要請⁸を指摘した上で、緊急事態措置発令期間についての賃料減額及び減額分の繰延払いを交渉するのが合理的な場合もあると思われます。

第4 労働契約

1 解雇

解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は解雇権濫用として無効となります(労働契約法第16条)。新型コロナウイルス感染拡大による経営不振を理由とする場合であっても解雇権濫用法理は適用され、従業員を整理解雇するためには、①人員削減の必要性、②解雇回避努力、③人選の合理性、④手続の相当性が認められる必要がある。新型コロナウイルス感染拡大による経営不振については、日本政策金融公庫等による制度融資、雇用調整助成金等の利用により解雇回避できる場合、整理解雇が無効とされる可能性があります。

事業廃止を理由とする解雇は、現実には会社が解散し、清算手続が行われる場合、従業員の雇用を継続する基盤がなくなるので、解雇の必要性及び客観的に合理的な理由を有するものとして有効とされています(石川タクシー富士宮事件・東京地裁平成26年6月12日判決)。ただし、事業廃止が労働組合潰しを目的とする場合など、当該解散等が著しく合理性を欠く場合、解雇は無効となります(サカキ運輸事件・福岡高裁平成28年2月9日判決)。

2 休業補償

労働基準法第26条(休業手当)の「使用者の責に帰すべき事由」とは、取引における一般原則である過失責任主義とは異なる観点を踏まえた概念というべきであって、民法第536条

8: https://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo16_hh_000201.html

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

第2項の「債権者の責に帰すべき事由」よりも広く、使用者側に起因する経営する管理上の障害を含む(ノース・ウェスト事件・最高裁昭和62年7月17日判決)。これらの事由があるかどうかについては上記第2、1(3)記載の事情が考慮されます。

厚生労働省「新型コロナウイルスに関するQ&A(企業向け)」⁹では「新型インフルエンザ等対策特別措置法による対応が取られる中で、協力依頼や要請などを受けて営業を自粛し、労働者を休業させる場合であっても、労使がよく話し合って、休業中の手当の水準、休業日や休業時間の設定等について、労働者の不利益を回避する努力をお願いします。」「また、労働基準法上の休業手当の要否にかかわらず、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主に対しては、雇用調整助成金が、事業主が支払った休業手当の額に応じて支払われます。」と記載されているとおり、

新型コロナウイルスに起因する休業が労働基準法第26条の「債権者の責に帰すべき事由」に該当するかどうかはケースバイケースと言えます。なお、日本労働弁護団「新型コロナウイルス労働問題Q&A」¹⁰は、「感染拡大の防止を理由として会社が休業する場合、すなわち、会社が労働者に労務を提供させることが可能であるのに、自らの判断によって休みにする場合には、「使用者の責めに帰すべき事由」(民法536条2項)があるものと考えられます。」と回答しています。

いずれにせよ、休業命令については、従業員から休業手当ないし賃金の請求があった場合にこれらを必ず支給する義務が生じるわけではないが、事業再生を円滑に遂行するために、雇用調整助成金制度の利用などによって従業員の不利益を解消し、従業員の退職を防止することも検討すべきと考えます。

9: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html#Q4-7

10: http://roudou-bengodan.org/covid_19/

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】

新型コロナウイルス感染拡大と民事法制の解釈

山本 翔
Sho Yamamoto

PROFILEはこちら

第1 はじめに

新型コロナウイルスの感染が猛威を振っています。ウイルスの脅威は、社会の存立を脅かすだけでなく、私たちがこれまで当たり前のように過ごしてきた生活様式を否定するという意味で、価値基準の転換を起しています。今後、私たちが直面することとなる世界は、これまで私たちが経験していたものと全く異なる様相を呈するようになると思われますし、元の「正常」な世界に戻れることがあるとしても、それはもう私たちが知っている世界と同じではないように思われます。

新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、政府は、令和2年4月7日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「特措法」といいます。)に基づき、緊急事態宣言を発令し、これを受けて、各都道府県知事より、特措法24条9項に基づき外出自粛の要請や、同項又は45条2項に基づき施設の使用停止等の要請(以下総称して「休業要請等」といいます。)がなされました。この休業要請等により、事業を継続することができない法人や個人事業主にとっては、日々の支払が滞るということが容易に想像できるところであり、資金繰りが悪化する事業者が多いものと予想されます。Stay homeが求められるならば、支払期限もStayしてくれという切実な要望は、十分に共感されるものと思いますし、緊急事態にあたっては、条理に基づく互譲の精神がより強く認識され得るものと思われる。

また、新型コロナウイルスの感染に怯えながらも、業務上の必要性に基づき、出勤しなければならない立場の方も多いかと思います。

新型コロナウイルスの感染に関する各種経済的支援につい

ては別に譲るとして、本稿では、困難にある事業者や労働者を民事法の解釈によりどのような救済が可能なのか、新型コロナウイルスの感染拡大による社会経済情勢の変化を民事法制がどのように受け止めることができるのかについて検討を試みたいと思います。

なお、本原稿は、筆者の個人的見解であることをあらかじめお断りしておきます。

第2 検討

1 金銭債務の不履行と不可抗力

① 損害賠償

前述のとおり、休業要請等の対象となった事業者においては、事実上、事業を実施することができないのですから、売上を上げることはできず、その結果、賃料を含めた様々な金銭債務の支払を行うことができない状態にあるものも多いことかと思えます。このように休業要請のために、金銭債務を履行できない場合には、債務不履行となり、遅延損害金の支払義務を負うのでしょうか。

この点については、金銭債務の不履行については民法419条3項に特則が定められており、不可抗力をもって抗弁とすることができないとされていますので、遅延損害金の支払義務は免れないことになります。このように債務者にとって非常に酷な規定となっている理由について、起草者によると、金銭なるものは相当の利息を払えば、これを得ることが容易であるという価値判断があるようです¹。しかし、目下の社会情勢では、融資の相談に行くにも何週間も待たされることがあるとのことであり、金銭を容易に借りることができない状況が現実

1: 梅謙次郎『民法要義其の3債権編』64頁 (<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/792146>)

生じていますから、金銭の調達についての一定の努力をしたにもかかわらず、これを調達できない場合にまで、免責を認めないとするには合理性はないように思います。

また、金銭債務の履行を遅滞したからといって、あらゆる場合に損害賠償責任を負うものではないと思います。例えば、山形地裁米沢支部判昭和55年1月16日という裁判例がありますが、この事例では、預金者による普通預金の払戻請求を受けた銀行が直ちにこれに応じず、売買代金の決済ができなかったものですが、判決では「銀行がこのように現金を制限なく多額にその所持内において保有することをせず、通常の業務に支障のない程度において現金を保有することは、保管の確実性及び現金の流通性の点からして合理的な理由があるものと言うべきであり、普通預金においては、預金者は何時にても払戻しを請求することができるものの、信義則上、銀行が預金の払戻しに必要な時間の猶予を認めるべきである。」と判示して、債務者である銀行につき金銭債務の不履行に係る損害賠償責任を認めませんでした。この裁判例では、民法419条3項の適用を否定したというよりは、債権者の権利行使について信義則違反を理由として制限した事例であり、一般化することは困難ではありますが、債務者が金銭の支払を遅滞した場合であっても、あらゆる場面で損害賠償責任を負うということにはならないことは知っておいた上で債権者と交渉することが肝要だと思えます。

② 解除

では、さらに金銭債務の不履行を理由として契約の解除をすることができるのでしょうか。個別に契約書が締結されていればその条項の解釈によるところですが、民法での整理を説明すると、まず、債権関係に関する改正がされる前の民法が適用される場面では、契約を解除するためには、債務者の帰責事由が必要とされていました。この解除の場面においても、上述した民法419条3項が適用される結果として、債務者

に金銭債務の不履行について帰責事由がなくても、債権者による解除が可能なかどうかが問題となります。争いはあるところですが、同項の条文には「損害賠償については」と規定されているとおり、あくまでも、損害賠償を念頭にいた規定であると理解し、契約解除の場面では同条の適用がないとするのが多数説です。したがって、債権者が契約を解除するためには、債務者の帰責事由が必要となりますので、不可抗力により事業を継続することができないという事情があるのであれば、債権者は、契約を解除することができないということとなり、債務者は一定の保護を受けることが可能となっています(もちろん、不可抗力に「よる」かどうかという因果関係については十分に検討がされなければならないことは言うまでもありません。)

他方で、2020年4月に施行された改正民法が適用される場面では、契約を解除するために債務者の帰責事由はそもそも必要ないため、不可抗力により事業を継続することができないとしても、債権者は契約を解除することができることになってしまいます。これは、改正民法の下では、債務者に対する責任追及の手段ではなく、債務の履行を得られなかった債権者を契約の拘束力から解放するための手段として、解除制度の位置付けが変わったからです。もともと、改正民法では、「債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは」解除はできないとして、これまでの判例法理が明文化されています(民法541条ただし書)。したがって、改正民法の下でも、あらゆる場合に契約が解除されるわけではないといえます。一般的には、双務契約における金銭の支払義務は軽視できない義務ではありますが、軽微性の判断については、契約の趣旨のほか、取引上の社会通念に照らして判断されることになりますので、不履行となる金銭債務の額やこれまでの契約期間だけでなく、現在のような社会情勢、特に特措法に基づき休業要請等がされている点は十分に考慮されて解釈されることになるものと考えられます²⁾。

2: なお、貸付借契約に関しては、両当事者間の信頼関係が破壊されたと認められない特段の事情がある場合には債務不履行があっても解除することができないとされていることから、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により賃料不払が生じた場合には、信頼関係が破壊されていないと認定されるケースもあるとの指摘があります。
(https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/yachin_shien.pdf)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

なお、特措法では、58条において、国会が閉会中などの場合に、一部の金銭債務を除き、金銭債務の支払猶予等を内容とする政令を定めることができるとされています。現在のよ
うな国会開会中には使えない条文ではありますが、これは、
国会開会中には、迅速に新たな立法を行うことが前提とされ
ているからでしょう。しかし、現在の政府や与党での議論で
は、一般的な金銭債務の支払猶予という対処は念頭にない
ようであり、家賃にのみ着目して、1か月当たり50万円を上限
に家賃の3分の2までを半年分補助する「特別家賃支援給付
金」という財政措置を第二次補正予算に盛り込むことが検討
されているようです。

2 債権者による破産申立てについて

休業要請の対象となっている、あるいは、外出自粛の要請
の結果として事業活動を継続しても売上を上げることができ
ない事業者も多数あると思います。非対面型ビジネスに容易
に移行した事業者もあると思いますが、すべての事業者がこ
のように上手くいくとは限らないことでしょう。また、売上が上
がらない事業者の中には、日々の支払のために、新たに融
資を受け、その結果、債務超過となる法人もあるかもしれ
ます。

破産法では、債務者が法人である場合には、支払不能だ
けでなく、債務超過も破産手続開始の原因とされているため
(同法16条)、債務超過となった債務者に対して、債権者が
破産手続開始の申立てを行うことは可能であり(同法18条)、
このような申立てがされれば、新型コロナウイルスの感染拡大
が収まった後に事業を立ち直そうとしている事業者にとって
は酷な結果となるでしょう。もちろん、債権者による申立てに
あたってはその十分な疎明も求められるところであり、破産事
件のうち債権者による申立てがされた件数は極めて少ないの
が現状ですが、新型コロナウイルスの感染拡大という一時的
な事由により債務超過となった債務者が不安定な立場となり

かねません。

もっとも、債務超過については、債務額の総計が資産額の
総計を超過している状態を意味するものですが、ある程度の
持続性をもった客観的状态を意味することから、法人が突発
的な原因によって一時的に債務超過に陥っても、その回復
が予想されるようなときには、破産手続開始原因の存在は否
定すべきであるとする考え方があります³。したがって、元々
の経営に問題がなかった事業者について、新型コロナウイルス
の感染拡大の影響により一時的な苦境に陥っているにす
ぎない場合には、仮に、債務超過となり、債権者から破産を
申し立てられたとしても、必ずしも裁判所に認められるわけ
ではないことを理解して、安心して事業活動の回復に尽力して
ほしいと思います。

なお、特措法57条では、特定非常災害の被害者の権利利
益の保全等を図るための特別措置に関する法律(以下「特定
非常災害特別措置法」といいます。)の2条から5条までを準
用しているため、政府は、政令により、債務超過を理由とする
法人の破産手続開始の決定の特例に関する措置として、債
権者が債務超過を理由として破産手続開始を申し立てても、
裁判所が開始決定を行うことができないとする規律を設ける
ことが可能となっています(同法5条)。その他にも、特定非常
災害特別措置法の準用の結果、各種の免許など行政上の権
利利益に係る満了日の延長に関する措置なども設けることが
できることとなっています。法的な根拠に基づいたこのような
措置がなされれば、事業者を含めた国民にとってはとても心
強いものになると思います。しかし、現在の政府・与党の動き
を見ると、このような措置を講じて、新型コロナウイルスに
よる影響を受ける者の権利利益を保全し、応援しようとする意
思がないように思われ、不思議でなりません。

3 労働者に対する安全配慮義務

緊急事態宣言下であっても、事業の継続が求められる業種

3: 伊藤眞『破産法・民事再生法(第4版)』122頁

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきま
しては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

があり、不安の中で働かざるを得ない労働者が多数いること
と思います。使用者は、労働者に対して安全配慮義務を負っ
ており(労働契約法5条)、労働者が新型コロナウイルスに感
染することを防止するための合理的な措置を講ずる義務があ
るところですが、使用者において、当該労働者だけでなく、同
居する家族の存在を含めた配慮が求められることはあり得る
のでしょうか。今回の新型コロナウイルスは、若年層の致死率
は圧倒的に低いということですが、高齢者や基礎疾患を有す
る者にとっては死を覚悟しなければならないものであり、個々
人が置かれた状況においてそのリスク評価が異なるという点
に特徴があります。使用者としては、例えば、基礎疾患を有
する者と同居する労働者から在宅勤務の要請等があった場
合には、出社命令を含む労務指揮権を行使するにあたって
の配慮を行うことが求められるのでしょうか。

まず、使用者の安全配慮義務は、労働契約法5条に定めら
れていますが、同法の制定により創設された義務というわけ
ではなく、元々は、「ある法律関係に基づいて特別な社会的
接触の関係に入った当事者間」における信義則上の付随義
務として判例法理により認められていた義務となります(最判
昭和50年2月25日民集29巻2号143頁)。したがって、労働契
約法の適用がない領域であっても、使用者は、信義則上の
付随義務は負い得るということになると思います。そして、こ
の判例では、国家公務員という公法上の地位にある者との関
係でも安全配慮義務が認めることができるかどうかが問題と
なったところ、当該最高裁判決の調査官解説によれば、ドイ
ツの判例と同様の解釈を採ったとして、ドイツにおける議論が
参考として紹介されていますが、ドイツにおける安全配慮義
務については、労働契約に限らず、第三者のための保護効
果を伴う契約という広い視野で議論されている問題となっ
ているようです。例えば、家主は契約を締結した借家人だけで

なく、その家族、家事使用人に対しても家屋修繕のために
雇った請負人の過失について責任を負うだとか、Xが脱穀機
のためのモーターをYに供給したところ、モーターの不具合
によりYのもとで作業に従事し負傷した第三者Zに対しても契
約法による保護が及ぶといった議論がされている様子です⁴。
詳細な紹介は私の能力を超えますが、契約上の注意義務が
契約相手以外の一定の者に対しても向けられるという法思想
が確かに存在しているものといえます。

この点について、我が国におけるこれまでの裁判例を見る
と、直接の労働契約関係にない第三者との関係(例えば、親
会社と子会社労働者)における安全配慮義務については、
実質的な使用従属関係に着目してこれが肯定されてきたも
のであり⁵、使用者と労働者の家族というような使用従属関係
がない局面で安全配慮義務を肯定する発想は、これまでの
議論を逸脱するものであります。しかし、労働とは使用者に対
し身体を提供するものであり、身体が翌営業日に再び労務を
遂行するためには休息する場所に帰ることが不可欠であるこ
とや、その身体がウイルスを媒介する凶器になり得るものであ
るという現実直視すると、例えば、使用者が雇用にあたって
労働者から家族構成に係る情報を取得しているかどうかと
いった実情等にも照らした上で、契約といった観点から、今
後、この問題領域について新たな解釈論が展開され得ること
を期待しても罰当たりにはならないように思います⁶。

第3 まとめに代えて

過去の法制の歴史を振り返ると、緊急事態においては、こ
れまでになかった新たな措置が講じられ、それがその後も常
態化するということがあります(例外状態の常態化)。例えば、
現在は、訴訟に並ぶ紛争解決手続として、民事調停という制
度があります。民事調停とは、裁判のように裁判官が一方的

4: 円谷峻「第三者の為の保護効果を伴う契約についての一考察」(一橋研究22号18頁)。その他、契約の第三者保護効に関しては、近江幸治『民法講義V契約法(第2版)』73~74頁を参照。

5: 最判平成3年4月11日判時1391号3頁、長野地判昭和61年6月27日判時1198号3頁等

6: 食品の売主が買主の家族に対して契約責任を負う旨を判示したものと、岐阜地裁大垣支部昭和48年12月27日判時725号19頁も参照。

に勝敗を決するという手続ではなく、当事者の話し合いを通じてお互いが合意することで紛争を解決する手続となります。現行の民事調停法では、民事調停の対象となる事件については、「民事に関する紛争」(同法1条)とされており、事件の種類による制限は特段ありませんが、我が国の歴史を振り返ると、これは自明なことではなく、元々は、借地借家紛争や小作争議など個別的な分野が調停の対象であったところ、戦時下においては互譲の精神がより強く意識されるとして、太平洋戦争中に制定された戦時民事特別法により、調停の範囲

が拡張され、これが現行の民事調停法にも結実したものであります⁷。

このように、緊急事態において新たに講じられた施策や解釈は、今後のスタンダードになる可能性も十分にあります。民事調停の例は、「正しい」常態化だと思いますが、現在生じている様々な緊急的な措置について常態化するべきものがあるのかどうかという視点を持つことも重要なことだと思います。

7: 調停の歴史の詳細については、高橋宏志「我が国における調停制度の歴史」(判例タイムズ932号50頁)を参照。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】